

月刊

新しい価値を生み、組織・人事のチカラになる

総務力

12

2015
DECEMBER
No.646

月刊総務 電子版

<https://ww.e-manager.jp/>

特集

初めての海外進出

成功のカギは調査・準備・人材!

特別対談

『協創力が稼ぐ時代—ビジネス思考の日本創生・地方創生』刊行記念

石破 茂 大臣 × 笹谷秀光 さん

地方創生担当 内閣府特命担当大臣
(国家戦略特別区域)

株式会社伊藤園 常務執行役員
CSR推進部長

日本創生・地方創生に企業の力を

総務のマニュアル

知っておきたい
印紙税の基礎知識

月刊総務 [オンライン](http://www.g-soumu.com/) <http://www.g-soumu.com/>

○税務トピックス

固定資産税（償却資産）の申告

昨年一二月二五日に公表された「時の経過により価値の減少しない資産の範囲の見直し」により、二〇一五年一月一日前に取得した美術品等のうち、適用初年度（二〇一五年一月一日以後最初に開始する事業年度）より減価償却資産として取り扱うこととなった美術品等は、平成二八（二〇一六）年度固定資産税（償却資産）の申告対象となります。

※なお、個人事業者および一二月決算法人については、平成二七（二〇一五）年度からの申告対象となっていますので、ご注意ください。

個人住民税特別徴収の推進

個人住民税の特別徴収とは、事業主が毎月従業員に支払う給与から個人住民税を天引きし、納入する制度です。事業主は特別徴収義務者として、個人住民税を特別徴収する義務があります（地方税法）が、これまで特別徴収を希望しない事業主に対し、強制的な特別徴収義務者への指定はなされていませんでした。

しかし、法令を遵守し納税の公平をはかるため、昨年全国地方税務協議会で「個人住民税特別徴収推進宣言」が出されて以来、各自治体では一斉指定に向けて動き出しています。たとえば、関東では埼玉県、茨城県、栃木県は二〇一五年度から実施しており、神奈川県、千葉県では二〇一六年度から、東京都では二〇一七年度から一斉指定を予定しています。

●執筆／税理士法人 AKJ パートナース